

## **患者等輸送事業の歴史と、その法的取り扱いについて**

昭和 26 年法律第 183 号、道路運送法第 4 条(限定)又は 43 条(特定)免許により、一般旅客自動車運送事業(限定)又は特定として、民間の患者等輸送事業は開始された。当時は免許制であったが、規制改革等により許可制となり現在に至る。

その後、葬祭業者等による免許取得が全国的に波及し、一部では会員を募り運賃に格差をつけたり、民間救急という呼称を用い赤色灯を取り付け、消防救急車や病院救急車に極めて類似するようなカラーリングを施し、医療関連事業と位置づけた運行が行われていた。

この様な状況を重く受けた運輸局地域交通局は民間患者等輸送事業者に対する指導・監督の強化として地自 275 号の発出に至った。

## **昭和 63 年 12 月 9 日、地自第 275 号、運輸局地域交通局長通達**

### **民間患者等輸送事業者に対する指導監督の強化**

**【原文】**一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定))は近年高齢化社会が進行し、高齢者の病院への通院、病院間の転院等を利用する者が増えてきており、今後も増えていくものと思われる。また、民間患者等輸送事業者と称する者においても、高齢者を中心に救急医療機関の情報提供等多種のサービスを行う医療サービス業として需要の拡大を図っており、その中には、全国的な組織作りを目指しているものもある。以上の様な現状を鑑み検討を加えてきた結果、今般、標記については、左記の要領により取り扱うこととしたので、許可等に際しては、各地の実情に応じた方法及び必要な条件等を付し、許可後における事業の運営について適切かつ強力な指導、監督を行うよう格段の配慮をされたい。

### **記**

1 この通達において「患者等」とは、身体障害者、寝たきりの老人等であって車いす又は寝台を必要とする者をいい、「民間患者等輸送事業」は、専らこれらの者の病院の通院、転院、入退院及び養護施設、老人ホーム等の送迎などを行うものをいう。

#### **2 民間患者等輸送事業の許可条件について**

- (1) 許可の条件は、「車椅子又は寝台を必要とする患者並びにその付添人の輸送に限ることとする。
- (2) 営業区域の範囲は「原則として一般旅客自動車運送事業の営業区域単位とするが地域事情により都道府県単位まで拡大できる」こととする。
- (3) 原則として営業所のみにおいて運送の引き受けを行うものであること。
- (4) 患者等輸送車には車体に表示すべ項目と表示方法を定めること。

#### **3 民間患者等輸送事業者に対する指導について**

- (1) 地域住民の公共の福祉を増進するものであり、会員制を設けて会員と一般の利用首都を差別して扱ってはならないこと。
- (2) 民間患者等輸送に携わる乗務員等には、日本赤十字社等公共機関等で行われる講習を受けさせること・

## **平成元年 10月 4日、消防救第 116号、各都道府県消防主管部長宛て、消防庁救急救助課長、患者等搬送事業指導基準等の作成について**

【原文】近年における国民意識の変化や人口の高齢化等を背景として、最近、寝たきり老人、身体障害者、傷病者等（以下「患者等」という。）を対象に、これらの者の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に際し、ベッド等を備えた専用車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業」という。）が次第に普及しつつある。患者等搬送事業が事業活動を展開していくことは、このような社会的ニーズの高まりに対応するものであり、今後も増加していくものと思われる。しかしながら、患者等を搬送の対象とする限り、容体の急変、患者等間の疾病的感染等の不測の事態の発生も予測されるところであり、利用者の安全、利便を確保するためには、消防機関との連携体制、搬送業務に従事する者の資格、患者等搬送用自動車の構造等について一定の基準を定め、患者等搬送事業の質的向上を図って行くことが必要である。このため、消防機関が患者等搬送事業を指導する際の基準として、別添一「患者等搬送事業指導基準」（以下「指導基準」という。）を作成するとともに、指導基準に適合する患者等搬送事業を広く住民に公表するための事務処理基準として別添二「患者等搬送事業認定基準」を作成したので、管下市町村に対してこの旨示達のうえ、趣旨の徹底を図るとともに、その実施についてよろしく御指導願いたい。なお、患者等搬送用自動車を用いず、例えば一般タクシーを用いて同種の業を行う事業形態も増加しつつあるが、このような事態に対しても、実情に応じて、指導基準に準じて指導することが適当であるので念のため申し添える。

## **平成 16 年 3月 16 日国自旅 241 号　自動車交通局旅客課長**

### **患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて**

【原文】 標記については、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1者制個人タクシーを除く)の申請に対する処理方法」（平成 13 年国自旅第 72 号）によるもののほか、「一般乗用(患者等輸送限定)旅客自動車運送事業の許可等について」（昭和 63 年地自第 275 号）により取り扱いを定めてきたところであるが、今般、介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者等に係る STS の取扱い方針が定められたことを踏まえ、もっぱら患者等の輸送サービス（以下「**ケア輸送サービス**」という。）を行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業（以下「**患者等輸送事業**」という。）の許可等について、下記のとおり取り扱うこととするので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会长あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

## I 患者等輸送事業

### 1.患者等輸送事業の許可の対象となる旅客

#### (1) ケア輸送サービスの対象となる旅客

ケア輸送サービスの対象となる旅客は、

以下に掲げる者及びその付添人とする。

① 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」

③ ①及び②のほか、肢体不自由、内部障害(人工透析を受けている場合を含む。)精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

#### (2) ケア輸送サービスに使用する車両

ケア輸送サービスに使用する車両は、以下に掲げる自動車とする

① 車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシートなどの乗降を容易にするための設備を設けた自動車

② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、介護福祉士若しくは訪問介護員若しくは居宅介護従事者の資格を有する者又は社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車

### 2.患者等輸送事業の許可の申請に対する処理方針

#### (1)営業区域 都道府県単位とする

#### (2)最低車両数 1両

#### (3)標準処理期間 2か月とする

#### (4)その他弾力的な運用 省略

#### (5)許可に付する条件

① 輸送の対象となる旅客の限定

② 輸送に使用する車両の限定

③ 輸送の引き受けを営業所のみにおいて行う

④ 輸送に使用する車両に表示すべき項目と表示方法

## II ケア輸送サービスに係る運賃

### 1.ケア輸送サービスに係る運賃の認可の申請に対する処理方法

#### (1)審査基準の弾力的扱い

一般乗用旅客自動車運送(患者等輸送事業者(患者輸送事業の許可を受けた者を含む。)から上記のIの1に掲げる形態により行うケア輸送サービスに係る運賃の認可申請があった場合は、特に、介護保険サービスなどと連続して行う要介護者等の輸送サービス(以下「介護輸送サービス」という。)について、事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうること

と等を踏まえ、審査基準の弾力的な取り扱いを図るものとする。具体的には、介護輸送サービスに係る運賃の認可の申請については、自動認可運賃に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない場合において、原価計算書「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理について」(平成13年国自旅第101号)の提出を求めず、自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。なお、この場合においても、提供される介護輸送サービスの内容と比較して、運賃の額が著しく低額で専ら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

## (2) 距離制によらない運賃の適用等

(3) 介護輸送サービスに係る運賃及び料金にあたらないケア輸送サービスの運賃及び料金の申請についても、ケア輸送の実態を踏まえ、時間制運賃、定額運賃等距離制によらない運賃のみを設定することを妨げないものとする。また、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力的な取り扱いを図るものとする。この場合において、認可の対象として想定される運賃を具体的に例示すると以下のとおりである。

## 2. 標準処理期間 省略

### III 訪問介護事業所の訪問介護員等に係る有償運送の許可

#### 1. 許可基準

訪問介護事業所又は居宅介護事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)の指定を受けた旅客自動車運送事業者との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護事業者又は介護福祉士(以下「訪問介護員」という。)から、その使用権原を有する自家用自動車による有償運送について、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80号1項による許可の申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査するとともに、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

① 介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護サービス計画(ケアプラン)または市町村が行う支援費支給決定に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

③④⑤⑥⑦⑧省略

#### 1. 申請の方法

上記1の許可の申請は、訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者が一括して行うことができるものとする。

#### 1. 許可の期限 省略

#### 付則

1. 既に一般乗用(患者等輸送限定)旅客自動車運送事業の許可をうけているものは、本通達に基づく許可を受けたものとみなし、許可条件についても本通達の条件を適用するものとする。

**平成 16 年 4 月 9 日 関東運輸局区自動車交通部 旅客第二課**

**一般乗用旅客自動車(患者等輸送限定)運送事業の許可に対する条件の変更通知について**

国土交通省では、厚生労働省とともに介護輸送に係る法的取扱いについて、「中間整理案」をホームページ等において公表し、共同でパブリックコメントに付し意見募集を行い、寄せられた意見を踏まえ、介護輸送に係る取扱い方針を平成 16 年 3 月 16 日に定めて表するとともに、これに基づく通達を地方運輸局に発したところです。これを受け関東運輸局では、新規許可に関する審査基準を改正するとともに、既に許可を受けている一般乗用旅客自動車(患者等輸送限定)運送事業者については、別添通知書のとおり許可の条件を変更することにしました。

新条件については、従来の条件である「寝台車両や車椅子を必要とする患者等」から「介護保険法による要介護者等や身体障害者福祉法による身体障害者及び肢体不自由等により、単独移動が困難な者」を対象とすることにより、輸送対象の旅客範囲を拡大しました。また、使用車両も寝台車両や車椅子車両に限定せず一定の用件でセダン型車両も使用することが可能となります。なお、新たな条件として、運輸の引き受けを営業所のみとするとともに、使用車両の車両表示を行うことを課すこととしました。(車両の表示は、運輸支局で定めている表示通達により「事業者の氏名、名称又は記号」及び「限定(民間患者等輸送車又は福祉)であるため、従来の車両表示と異なりませんので車両表示を変更する必要はありません。

**平成 16 年 4 月、東京民間救急コールセンター運用開始**

歴史的な流れ

平成 16 年 10 月～平成 17 年 3 月、東京消防庁が試行運用開始

平成 17 年 4 月～財団法人東京救急協会(現・東京防災救急協会)に運営を委託し、年中無休で本格運用開始

平成 17 年 9 月「サポートキャブ」制度導入

サービス内容

- ・民間救急車：寝台や車椅子を必要とする方の搬送
- ・サポート Cab：自力歩行可能な方へのタクシー案内（救命講習修了者が乗務）
- ・診療情報サービス：診療可能な医療機関の案内も実施

利用例

- ・通院・転院
- ・入退院・一時帰宅
- ・駅・空港への搬送
- ・冠婚葬祭への参加
- ・福祉施設・温泉施設への搬送

平成元年の消防救 116 号の指導基準により禁止されていた**民間救急の呼称**を公の機関が用

いることにより**事実上解禁**となり、その後、民間による患者輸送を民間救急として取り扱うようになった。

#### 平成 17 年 11 月 29 日　　国土交通省　自動車交通局旅客課長

【原文】日頃より、高齢者、身体障害者等の移動制約者に対する福祉輸送の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。既にご案内のとおり、訪問介護事業所の行う要介護者等の移送につきましては、それが訪問介護サービス等に連続して輸送を行う場合には、有償の運送とみなされ道路運送法上の許可が必要となっているところでございます。しかしながら、現在までに道路運送法に基づく許可を取得した訪問介護事業所は少数にとどまっているため、今後、早急に訪問介護事業者の道路運送法に基づく許可の取得を促進していくことが必要な状況となっており、現在は取得促進に向けた重点指導を行っているところです。このため、訪問介護事業所あて、再度本趣旨の周知を図るとともに道路運送法に基づく許可取得を促す必要があるため、都道府県等のご担当者におかれましては、関係部署とも連絡・調整の上、関係市町村へのご指導を通じ、以下の取り組みをお願いしたいと存じます。

#### 平成 18 年 9 月 25 日、国自旅 169 号

#### 一般旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて

【原文】業務の範囲を**福祉輸送サービス**(下記 I .1.(2)に定める福祉輸送自動車を使用して下記 I .1.(1)に定める要介護者等を輸送するサービスをいう。以下同じ。)に限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可(以下「**福祉限定許可**」という)については、これまで「**患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて**」(平成 16 年 3 月 16 日付け国自旅 241 号。以下「241 号通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という)の一部改正に伴い、福祉輸送サービスについて一層の利用者の利便の向上を図る観点から、最近の輸送実態を踏まえサービスの対象範囲を拡大するとともに、引き続き、弾力的な審査を行った上で処理することとし、今後の福祉限定許可等の取扱いをかぎのとおり定めたので、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下「各局等」という。)においては、所要の公示の改正等、必要な手続きを速やかに行うこととされたい。また、「241 号通達」は廃止する。なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会长あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

#### I 福祉限定許可の取扱い

##### 1. 福祉限定許可の対象となる福祉輸送サービスの範囲

(1) 福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、以下の①～⑤に掲げる者(以下「要介護者等」という)及びその付添人とする。

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者手帳の交付

を受けている者

- ②介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ③介護保険法第 19 条第 2 項に規定するよう支援認定を受けている者
- ④上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でのタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(2)福祉輸送サービスに使用する事業用自動車

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車(以下「福祉輸送自動車」という。)は、以下の①・②に掲げる自動車とする。

①道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(平成 18 年国土交通省令第 86 号)による改正後の道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という)第 50 条の 3 第 1 項第 8 号に規定する福祉自動車(車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための設備を設けた自動車。以下「福祉自動車」という。)

②①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、2.(2)に規定する要件を満たした者が乗務する自動車

2.福祉輸送自動車に乗務する運転者等

(1)福祉輸送自動車のうち、福祉自動車に乗務するものは、以下の①～⑤のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない

① 社団法人全国乗用自動車連合会が実施するケア輸送サービス従事者研修(以下「ケア輸送サービス従事者研修」という。)を修了していること。

②財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。

③介護福祉士の資格を有していること。

④訪問介護員の資格を有していること。

⑤サービス介助士の資格を有していること。

(3)福祉輸送自動車のうち、福祉自動車以外のセダン型等の一般車両に乗務する者は、以下の①～④のいずれかの要件を満たさなければならない。

①ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

②介護福祉士の資格を有していること。

③訪問介護員の資格を有していること。

④居宅介護従事者の資格を有していること。

3.福祉限定許可の申請に対する処理方針 (省略)

4.許可に対する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

(1)輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の①～⑤に掲げる者及びその付添人に限る。

①身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

②介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

③介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

④上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用するすることが困難な者

⑤消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(2)輸送に使用する事業用自動車は、以下に掲げるものに限る。

①道路運送法施行規則第 51 条の 3 第 1 項第 8 号に規定する福祉自動車

②以下の(イ)～(ニ)のいずれかの要件を満たした者が乗務する福祉自動車以外のセダン型等の一般車両

(イ)ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

(ロ)介護福祉士の資格を有していること。

(ハ)訪問介護員の資格を有していること。

(ニ)居宅介護従事者の資格を有していること。

(3)運送の引き受けを営業所において行う輸送に限る。

(4)輸送に使用する事業用自動車には、(別記 1)による表示を行うこと。

5.計画の変更の許可に付する条件及び期限 (省略)

6.既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が新たに福祉輸送サービスを行うとする場合の取扱い (省略)

7.福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可、福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について(平成 18 年 9 月 25 日付け国自旅 170 号)」に定めているところによるものとする。

II 訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用車の有償運送の許可

訪問介護事業所又は居宅介護事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者(特定旅客自動車運送事業を含む。以下同じ。)との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従事者又は介護福祉士(以下「訪問介護員等」という。)が、その使用権限を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る法第 78 条第 3 号の規定に基づく許可については、次のとおり取り扱うものとする。

以下省略

**国自旅第170号 平成18年9月25日 自動車交通局長**

**福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について**

【原文】今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日）」付け国自旅第169号以下「限定許可等通達」というをもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について平成13年10月26日付け国自旅第101号によるところの審査基準（以下「審査基準」という）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

**記**

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるものほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という）の種類及び種類ごとに適用する範囲は次のとおりとし、それぞれ設定できるものとする。

1. ケア運賃 福祉輸送サービス（2. 及び3. を除く）を行う場合。
2. 介護運賃 福祉輸送サービスのうち、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として行う輸送を行う場合。
3. 民間救急運賃 福祉輸送サービスのうち、消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合。

II. 福祉輸送運賃の認可の処理方針等 一般乗用旅客自動車運送事業者から福祉輸送運賃の設定又は変更の認可の申請があったときは、次の方針により取り扱うものとする。

1. ケア運賃 福祉輸送サービスの実態を踏まえ、以下の①～③に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することができるものとし、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力的に取扱うものとする。また、運賃の割引、

料金の設定については、輸送の実績に応じた弾力的な取扱いができるものとし 介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金については 認可も届出も不要とする。ただし、自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合にあっては、必要に応じて原価計算書等（一般乗用旅客自動車 「運送事業の運賃料金の認可の処理方針について 平成13年国自旅第101号 別紙4第3の1にいう添付書類をいう。以下同じ）の提出を求め、所要の審査」を行うこととする。

① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。

② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を收受するもの。

③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。また、共同配車センター（共同して限定許可等通達記I.1(2)に規定する福祉輸送自動車を配車するために設置された施設をいう）を介して行う福祉輸送サービスに係る運賃及び料金については民間救急運賃の設定に準じて 輸送の実態に応じた運賃及び料金を別途設定することができるものとする。

2. 介護運賃 事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうること等を踏まえ、審査基 準の弾力的な取扱いを図るものとする。具体的には 自動認可運賃に該当しない運賃を設定しようとする場合であって 運賃改定を伴わないときには、原価計算書等の提出を求めず、自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。なお、この場合においても、提供される輸送サービスの内容と比較して、設定しようとする運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

3. 民間救急運賃 民間救急運賃の適用方法等については、以下のとおりとし、輸送の実態に応じた運賃料金を設定することができるものとする。なお、民間救急運賃の認可に当たっては、原価計算書等の提出を求め、所要の 審査を行うこととする。ただし、当該地域において既に定着していると認められる ものについては、審査基準及び処理期間等について 弾力的に取扱うものとする。

(1) 運賃の適用方法 基本運賃は、原則、時間制運賃とし、運賃の算定は、旅客が乗車した時から 旅客の輸送を終了するまでに要した時間によるものとする。この場合、別途、 定額の待料金、迎車回送料金を設定することができるものとする。

(2) 車種区分 車種は福祉自動車として一区分とする（軽自動車は除く）

(3) 特別な設備を有する車両の割増 寝台等固定した設備を有する車両に限って適用することができるものとし、 割増率は事業者の申請に基づき 2割以内で設定できるものとする。

(4) その他、運賃の割引、料金の設定等については、輸送の実態に応じた弾力的な取扱いができるものとする。

4. 標準処理期間等 「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日付け国自旅第128号）」

にかかわらず 2 の場合については自動認可運賃に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けているものと同様の運賃・料金を設定するものである場合は、速やかに認可を行うものとする。

付則 本取扱い方針は、平成 18 年 10 月 10 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。